◇空家等対策の推進に関する特別措置法（法律第一二七号）（国土交通省）

1　目的

この法律は、適切な管理が行われていない空家等が防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしていることに鑑み、地域住民の生命、身体又は財産を保護するとともに、その生活環境の保全を図り、あわせて空家等の活用を促進するため、空家等に関する施策に関し、国による基本指針の策定、市町村（特別区を含む。10の㈡を除き、以下同じ。）による空家等対策計画の作成等を定めることにより、空家等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって公共の福祉の増進と地域の振興に寄与することを目的とすることとした。（第一条関係）

2　定義

㈠　この法律において「空家等」とは、建築物又はこれに附属する工作物であって居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地をいうこととした。ただし、国又は地方公共団体が所有等するものを除くこととした。（第二条第一項関係）

㈡　この法律において「特定空家等」とは、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態等にあると認められる空家等をいうこととした。（第二条第二項関係）

3　空家等の所有者等の責務

空家等の所有者等は、周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう、空家等の適切な管理に努めるものとすることとした。（第三条関係）

4　市町村の責務

市町村は、6の空家等対策計画の作成及びこれに基づく空家等に関する対策の実施等を適切に講ずるよう努めるものとすることとした。（第四条関係）

5　基本指針

国土交通大臣及び総務大臣は、空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本指針を定めるものとすることとし、基本指針においては、空家等に関する施策の実施に関する基本的な事項等を定めるものとすることとした。（第五条関係）

6　空家等対策計画

市町村は、その区域内で空家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するため、基本指針に即して、空家等対策計画を定めることができることとし、空家等対策計画においては、空家等に関する対策の対象とする地区及び対象とする空家等の種類その他の空家等に関する対策に関する基本的な方針等を定めるものとすることとした。（第六条関係）

7　協議会

市町村は、空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関する協議を行うための協議会を組織することができることとし、協議会は、市町村長のほか、地域住民、市町村の議会の議員、法務、不動産、建築、福祉、文化等に関する学識経験者等をもって構成することとした。（第七条関係）

8　都道府県による援助

都道府県知事は、空家等対策計画の作成及び変更並びに実施その他空家等に関しこの法律に基づき市町村が講ずる措置について、当該市町村に対する情報の提供及び技術的な助言、市町村相互間の連絡調整等を行うよう努めなければならないこととした。（第八条関係）

9　立入調査等

市町村長は、当該市町村の区域内にある空家等の所在及び当該空家等の所有者等を把握するための調査等を行うことができること等とした。（第九条関係）

10　空家等の所有者等に関する情報の利用等

㈠　市町村長は、固定資産税の課税等のために利用する目的で保有する情報であって氏名その他の空家等の所有者等に関するものについては、この法律の施行のために必要な限度において、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用すること等ができることとした。（第一〇条第一項及び第三項関係）

㈡　都知事は、固定資産税の課税その他の事務で市町村が処理するものとされているもののうち特別区の存する区域においては都が処理するものとされているもののために利用する目的で都が保有する情報であって、特別区の区域内にある空家等の所有者等に関するものについて、当該特別区の区長から提供を求められたときは、この法律の施行のために必要な限度において、速やかに当該情報の提供を行うものとすることとした。（第一〇条第二項関係）

11　空家等に関するデータベースの整備等

市町村は、空家等（建築物を販売し、又は賃貸する事業を行う者が販売等するもの（周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう適切に管理されているものに限る。）を除く。以下13までにおいて同じ。）に関するデータベースの整備等を講ずるよう努めるものとすることとした。（第一一条関係）

12　所有者等による空家等の適切な管理の促進

市町村は、所有者等による空家等の適切な管理を促進するため、これらの者に対し、情報の提供、助言等を行うよう努めるものとすることとした。（第一二条関係）

13　空家等及び空家等の跡地の活用等

市町村は、空家等及び空家等の跡地（土地を販売し、又は賃貸する事業を行う者が販売等するものを除く。）に関する情報の提供等を講ずるよう努めるものとすることとした。（第一三条関係）

14　特定空家等に対する措置

㈠　市町村長は、特定空家等の所有者等に対し、当該特定空家等に関し、除却、修繕、立木竹の伐採等の措置をとるよう助言又は指導をすることができること等とした。（第一四条第一項～第一三項関係）

㈡　国土交通大臣及び総務大臣は、特定空家等に対する措置に関し、その適切な実施を図るために必要な指針を定めることができることとした。（第一四条第一四項関係）

15　財政上の措置及び税制上の措置等

国及び都道府県は、市町村が行う空家等対策計画に基づく空家等に関する対策の適切かつ円滑な実施に資するため、空家等に関する対策の実施に要する費用に対する補助、地方交付税制度の拡充その他の必要な財政上の措置を講ずるものとすること等とした。（第一五条関係）

16　この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。ただし、14は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

◇不当景品類及び不当表示防止法第十二条第一項及び第二項の規定による権限の委任に関する政令の一部を改正する政令（政令第三六八号）（消費者庁）

1　権限の委任等

㈠　消費者庁長官に委任されない内閣総理大臣の権限として、不当景品類及び不当表示防止法（昭和三七年法律第一三四号。以下「法」という。）第七条第二項並びに同条第三項及び第四項（これらの規定を同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による権限を追加することとした。（第一条関係）

㈡　法第一二条第三項の政令で定める事情は、緊急かつ重点的に不当な景品類又は表示に対処する必要があること等とすることとした。（第三条関係）

㈢　事業所管大臣等への権限の委任（第四条関係）

(1)　消費者庁長官は、法第九条第一項の規定による権限を委任する場合においては、委任しようとする事務の範囲及び期間を定めて、事業所管大臣等に委任することとした。

(2)　消費者庁長官は、委任しようとする事務の範囲及び期間について、あらかじめ、事業所管大臣等に協議しなければならないこととした。

㈣　権限行使の結果の報告は、速やかに、報告若しくは物件の提出の命令又は立入検査若しくは質問を行った結果により判明した事実等を記載した書面により行うこととした。（第五条関係）

㈤　事業所管大臣等の権限の地方支分部局の長等への委任について定めることとした。（第六条～第九条関係）

㈥　法第一二条第一項の規定により消費者庁長官に委任された権限に属する事務の一部について都道府県知事が行うこととした。（第一〇条関係）